

## 1. 通常レビューの実施状況及び実施結果

通常レビューには、原則として3年に一度（ただし、大手監査法人は2年に一度）の頻度で計画的に実施する定期レビューと、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に実施する機動レビューがある。また、通常レビューを実施し、その結果、改善勧告事項があった監査事務所に対しては、次年度にフォローアップ・レビューを実施し、その改善状況を確認している。さらに、フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所に対しては、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施している。

### (1) 通常レビューの計画

当年度の通常レビューの対象とする監査事務所を決定するためのレビュー年次計画及び監査事務所ごとの通常レビューの実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりである。なお、当年度において品質管理レビューの強化策を安定的に実施するため、レビューアーを30名から40名へ増員した。

#### ■ 通常レビューにおけるリスク・アプローチの徹底

当年度は、通常レビューにおけるリスク・アプローチを徹底する一環として、①情報収集の態勢をより強化し、監査対象会社について継続的なリスク評価を実施することにより個別業務の選定を行うこと、②経営者による不正リスクへの対応状況を確認するため、詳細なレビュー計画を策定することに留意した。

#### ■ 大手監査法人に対するレビューの強化

大手監査法人に対するレビュー計画を策定するために品質管理のシステムの監視の有効性を厳格に評価するとともに、個別業務の選定に関しては、経済環境、業種特有のリスク、経営者による不正リスクを考慮した。また、従来は原則として1週間としていた個別業務のレビュー実施期間を、大規模な監査対象会社に対する個別業務については2週間以上としてレビュー日数を増加させることとした。なお、当年度の通常レビューにおいては、大規模な監査対象会社に対する個別業務を13業務選定した。

#### ■ レビュー対象監査業務の追加選定

監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況（又は特性）から、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等（以下「通常レビュー対象会社等」という。）から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況の評価するには十分でないと認められた11の監査事務所において、通常レビュー対象会社等以外のその他の会社等に係る12の個別業務を追加選定した。なお、当該追加選定した個別業務における契約種別は、会社法監査が6業務、学校法人監査が2業務、その他の法定監査が2業務、その他の任意監査が2業務であった。

### ■ 機動レビューの実施

前年度に通常レビューを実施した結果、品質管理レビュー報告書において「限定事項付き結論」が表明されたこと等を受けて、早期に通常レビューの実施が必要と判断し、前回のレビューから3年を経過しない28事務所について、当年度に機動レビューを実施した。

### ■ フォローアップ・レビューの手法等

当年度は52の監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施したが、そのフォローアップ・レビューの手法別の内訳は、「書面」が10事務所、「聴取」が9事務所、「往査」が33事務所であった。また、再フォローアップ・レビューを実施した3事務所のフォローアップ・レビューの手法は、全て「往査」であった。なお、「往査」の手法によるフォローアップ・レビューの実施において、前回の通常レビューで改善勧告事項が発見された重点的実施項目や他の監査業務において生じた改善勧告事項についても、対象として選定された個別業務における改善状況を確認する手続等を実施した。

## (2) 通常レビューの実施状況

当年度の通常レビューの対象となる監査事務所の総数並びに通常レビュー、フォローアップ・レビュー及び再フォローアップ・レビューを実施した監査事務所数を前年度と比較すると以下の表のとおりとなる。

表1-1【通常レビューの対象となる監査事務所の総数】

(単位：監査事務所)

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	153	147
その他の通常レビュー対象監査事務所	57	62
合計	210	209

(注) 前年度までは上場会社監査事務所と非上場会社監査事務所に区分して開示していたが、当年度から上場会社監査事務所名簿等登録事務所とその他の通常レビュー対象監査事務所に区分を見直しており、前年度の通常レビューの対象となる監査事務所の総数の開示についても組替えを行っている(以下の表も同様)。

表1-2【通常レビューを実施した監査事務所数】

(単位：監査事務所)

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	62	68
その他の通常レビュー対象監査事務所	21	33
合計	83	101

表1-3【フォローアップ・レビューを実施した監査事務所数】

(単位：監査事務所)

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	45	38
その他の通常レビュー対象監査事務所	16	14
合計	61	52

表1-4【再フォローアップ・レビューを実施した監査事務所数】

(単位：監査事務所)

	前年度	当年度
上場会社監査事務所名簿等登録事務所	4	2
その他の通常レビュー対象監査事務所	2	1
合 計	6	3

### (3) 通常レビューの実施結果

#### ■ 通常レビューの実施結果の集計

当年度の通常レビューの実施結果は、以下の表のとおりである。

表2-1【通常レビューの実施結果】

(単位：監査事務所)

	前年度未了 事務所数	当年度実施 対象事務所数	計	レビュー報告書 交付事務所数	当年度未了 事務所数
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	3 (1)	68 (18)	71 (19)	69 (18)	2 (1)
その他の通常レビュー対象 監査事務所	—	33 (10)	33 (10)	32 (9)	1 (1)
合 計	3 (1)	101 (28)	104 (29)	101 (27)	3 (2)

(注) 通常レビュー実施対象監査事務所数のうち機動レビューを実施した監査事務所数については、( )内に内数で記載している。

通常レビューにおけるレビュー報告書交付事務所数のレビューの結論の種類別内訳は、以下の表のとおりである。

表2-2【通常レビューにおける結論の種類別内訳】

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度			
	限定事項の ない結論	限定事項 付き結論	計	限定事項の ない結論	限定事項 付き結論	否定的結論	計
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	47 (10)	15 (2)	62 (12)	58 (13)	10 (5)	1 (—)	69 (18)
その他の通常レビュー 対象監査事務所	16 (—)	5 (3)	21 (3)	25 (6)	7 (3)	— (—)	32 (9)
合 計 <結論の種類別割合>	63 (10) <76%>	20 (5) <24%>	83 (15) <100%>	83 (19) <82%>	17 (8) <17%>	1 (—) <1%>	101 (27) <100%>

(注) 通常レビューにおけるレビュー報告書交付事務所数のうち機動レビューによるレビュー報告書交付事務所数については、( )内に内数で記載している。また、当年度から独立性に関する指針第1部第222項に示されている報酬依存度のセーフガードとして、機動レビューを実施した監査事務所数も機動レビューによるレビュー報告書交付事務所数に含めて開示しており、前年度の機動レビューによるレビュー報告書交付事務所数についても組替えを行っている。

通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の審議・決定が翌年度に繰り越された監査事務所（以下「繰越し監査事務所」という。）については、レビュー報告書交付年度に含めて表示しており、当年度に品質管理レビュー報告書が審議・決定された繰越し監査事務所数は、「限定事項付き結論」が1事務所（前年度3事務所）、また、「否定的結論」が1事務所（前年度該当なし。）であった。

当年度のレビュー報告書交付事務所数に占める品質管理レビューの結論の種類別割合は、「限定事項のない結論」が82%（前年度76%）、「限定事項付き結論」が17%（前年度24%）、「否定的結論」が1%（前年度該当なし。）であった。また、当年度は、28の監査事務所（前年度16事務所）を対象として機動レビューを実施しているが、前年度からの繰越し監査事務所（1事務所）を含めた29事務所のうち19事務所（前年度10事務所）については「限定事項のない結論」が表明され、8事務所（前年度5事務所）については「限定事項付き結論」が表明され、2事務所（前年度1事務所）が繰越し監査事務所となった。

#### ■ 通常レビューの実施結果の評価

「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合が前年度に比べて減少した要因としては、クォリティ版報告書の全面適用から4年が経過し、監査事務所の多くがクォリティ版報告書の適用後、二度目の通常レビューであったことや、会長通牒等に対する監査事務所の体制整備を確認する特別レビューを実施したことにより、監査事務所における監査の品質への取組の意識の向上が図られたこと等が考えられる。しかしながら、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の中には、前年度に「限定事項付き結論」となった監査事務所等に対して機動レビューにより当年度も通常レビューを実施したものの、改善が進まず連続して「限定事項付き結論」となった監査事務所が、6事務所含まれている。また、レビュー対象監査業務の拡大に伴い、通常レビュー対象会社等以外のその他の会社等に係る監査業務を追加選定したことに起因して「限定事項付き結論」が表明される監査事務所も2事務所から4事務所へ増加している。

なお、「限定事項付き結論」が表明される場合とは、通常レビューを実施した結果、重要な事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合であるが、あくまでも懸念であることから、「限定事項付き結論」は、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではない。

■ フォローアップ・レビューの実施結果の集計

当年度のフォローアップ・レビューの実施結果は、以下の表のとおりである。

表2-3【フォローアップ・レビューの実施結果】

(単位：監査事務所)

	前年度 未了事務所数	当年度実施 対象事務所数	計	レビュー報告書 交付事務所数	当年度 未了事務所数
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	1	38	39	39	－
その他の通常レビュー対象 監査事務所	－	14	14	14	－
合 計	1	52	53	53	－

フォローアップ・レビューにおけるフォローアップ・レビュー報告書交付事務所数の確認結果別内訳は、以下の表のとおりである。

表2-4【フォローアップ・レビューにおける確認結果別内訳】

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度		
	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	計	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	計
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	41	3	44	35	4	39
その他の通常レビュー 対象監査事務所	15	1	16	12	2	14
合 計 < 確認結果別割合 >	56 <93%>	4 <7%>	60 <100%>	47 <89%>	6 <11%>	53 <100%>

なお、前回の通常レビューにおける改善勧告事項の改善状況の確認の他、改善勧告事項の対象となった前回の通常レビューにおける重点的実施項目について監査の実施状況を確認する手続等を実施した結果、改善勧告を受けた監査事務所数は3事務所（前年度3事務所）であった。

■ 再フォローアップ・レビューの実施結果の集計

当年度の再フォローアップ・レビューの実施結果は、以下の表のとおりである。

表2-5【再フォローアップ・レビューの実施結果】

(単位：監査事務所)

	前年度 未了事務所数	当年度実施 対象事務所数	計	レビュー報告書 交付事務所数	当年度 未了事務所数
上場会社監査事務所名簿等 登録事務所	－	2	2	2	－
その他の通常レビュー対象 監査事務所	－	1	1	1	－
合 計	－	3	3	3	－

再フォローアップ・レビューにおけるフォローアップ・レビュー報告書交付事務所数の確認結果別内訳は、以下の表のとおりである。

表2-6【再フォローアップ・レビューにおける確認結果別内訳】

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度		
	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	計	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	計
上場会社監査事務所 名簿等登録事務所	4	－	4	2	－	2
その他の通常レビュー 対象監査事務所	2	－	2	－	1	1
合 計 < 確認結果別割合 >	6 <100%>	－ <->	6 <100%>	2 <67%>	1 <33%>	3 <100%>

なお、前回の通常レビューにおいて改善勧告事項の対象となった、前回の通常レビューにおける重点的実施項目について監査の実施状況を確認する手続等の対象となる監査事務所はなかった（前年度は対象となる監査事務所があり、1事務所が改善勧告を受けた。）。

## ■ 会長への報告

品質管理の状況のレビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を会長に報告することとなっている（会則第123条第4項）。

当年度は、会長への報告の対象となった監査事務所は7事務所（前年度2事務所）であった。当該監査事務所は、いずれも監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合に該当する事務所であった。ただし、会長への報告の対象となった監査事務所数には、平成27年度からの繰越し監査事務所が3事務所（前年度該当なし。）含まれている。

## ■ 措置の決定

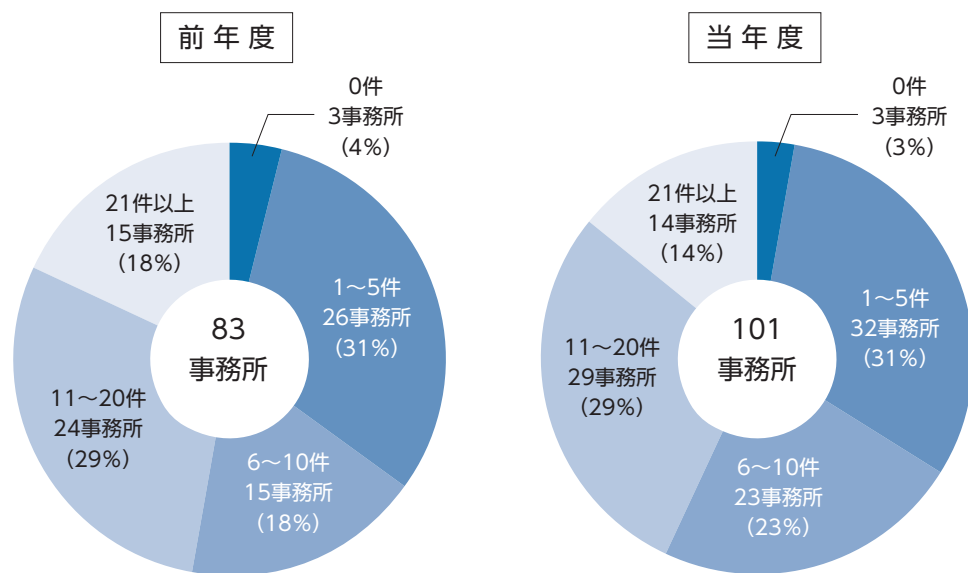
当年度に品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所は、「注意」が30事務所（前年度20事務所）、「嚴重注意」が8事務所（前年度2事務所）、「監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」が2事務所（前年度該当なし。）であった。ただし、当年度に措置の決定を受けた監査事務所数には、平成27年度からの繰越し監査事務所が、「嚴重注意」に1事務所、「監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」に1事務所含まれている。なお、措置の決定を受けた監査事務所の中には、複数の措置を受けている監査事務所が存在するため、各措置数の合計と措置を受けた監査事務所数（32事務所）は一致しない。

#### (4) 通常レビューにおける改善勧告事項

当年度に品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数は101事務所（前年度83事務所）であり、そのうち98事務所（前年度80事務所）で1,132件（前年度1,103件）の改善勧告を行った。改善勧告事項の1監査事務所当たりの平均件数は11.2件（前年度13.3件）となり、前年度と比べて減少している。この要因としては、クラリティ版報告書の全面適用から4年が経過し、監査事務所の多くがクラリティ版報告書の適用後の二度目の通常レビューであったことや、平成28年1月27日に公表された会長通牒等に対する監査事務所の体制整備を確認する特別レビューを実施した結果、監査事務所の監査の品質に対する意識が向上したことが考えられる。

なお、監査事務所ごとの改善勧告事項の件数の状況（割合）は、以下のとおりである。

図1【監査事務所ごとの改善勧告事項の件数の状況（割合）】



通常レビューを実施した監査事務所は、各年度によって異なるため、改善勧告を受けた監査事務所数や改善勧告事項数を前年度と比較することは、必ずしも合理的ではないが、改善勧告事項の傾向を把握するため、監査業務における品質管理と監査事務所における品質管理に分けて、項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数や改善勧告事項数を前年度と比較した。

#### ① 監査業務における品質管理

当年度は、通常レビューの対象監査事務所数の増加に加え、大手監査法人に対するレビューの強化等があり、前年度より68業務多い284の監査業務（前年度216業務）を選定し、通常レビューを実施した。その結果、監査業務における品質管理の改善勧告事項数は999件（前年度982件）となり、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は3.5件（前年度4.5件）となった。なお、監査業務における品質管理の改善勧告を一つでも受けた監査業務は204業務であり、当年度に通常レビューの対象となった監査業務の72%を占めている。

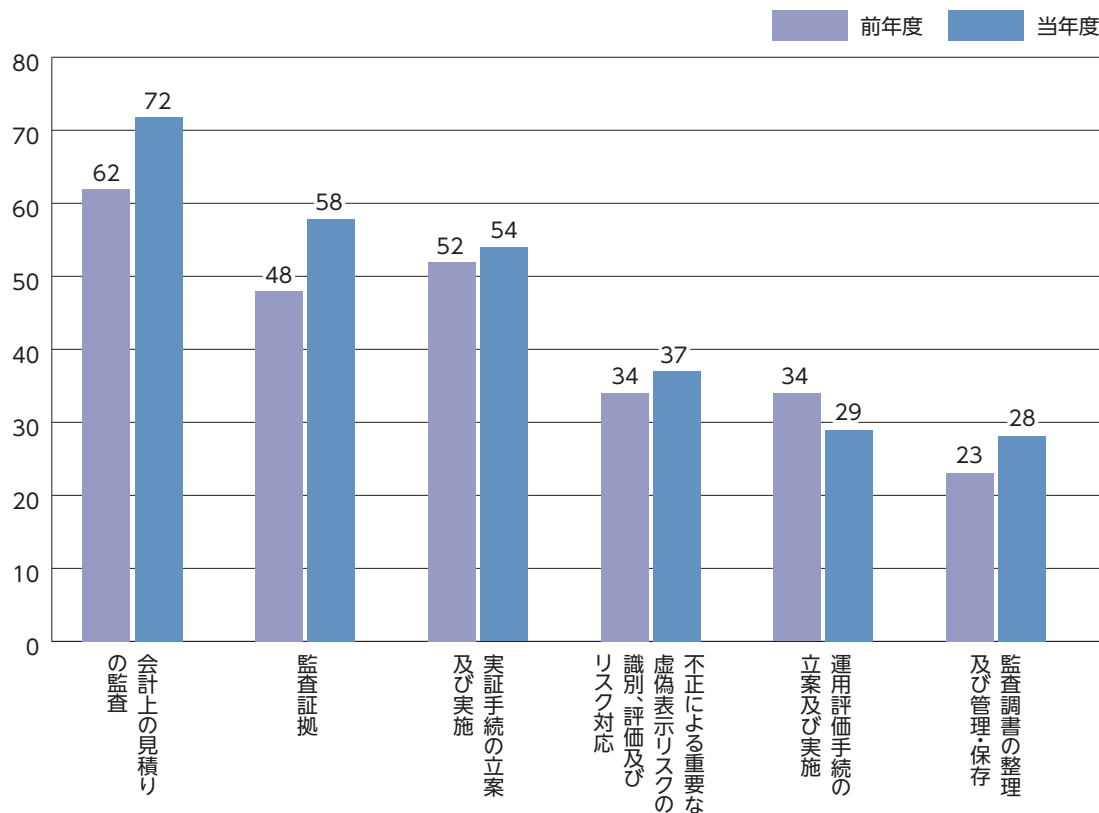
次の図2【監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数】は、監査業務における品質管理に



関連する項目のうち、当年度に改善勧告を受けた監査事務所数が多かった項目について、監査事務所数を前年度と比較したものである。

前年度と類似の項目が上位となっているが、特に会計上の見積りの監査、監査証拠並びに実証手続の立案及び実施は、1監査事務所当たりの平均改善勧告事項数は減少しているものの、前年度及び当年度ともに、品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所の過半数で改善勧告を受けている。

図2【監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数】



### ■ 会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査では、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを批判的に検討していない、という指摘や、前年度の財務諸表に計上されている会計上の見積りの確定額又は該当する場合には再見積額について検討していない、といった指摘が多く、具体的には以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- ・ 繰延税金資産の回収可能性の監査において、翌期以降の事業計画の課税所得見積額が当期実績を大幅に上回るにもかかわらず、事業計画の課税所得見積額の実現可能性について批判的に検討していない。また、前期以前に見積もった課税所得について、確定額又は再見積額との比較検討を行っていない。
- ・ 遊休状態になった資産又は資産グループの減損の要否を検討していない。
- ・ 棚卸資産の評価基準として、棚卸資産の滞留年数に応じて定期的に帳簿価額を切り下げる方法が適用されているが、当該方法の妥当性を検討していない。

## ■ 監査証拠

監査証拠では、企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない、という指摘や、経営者の利用する専門家の業務について監査証拠としての適切性を関連するアサーションに照らして評価していない、といった指摘が多く、具体的には以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- ・ 滞留債権や滞留在庫に関する情報の正確性及び網羅性を検討していない。
- ・ 仕訳入力及び修正を検証するために監査対象会社から入手した仕訳のデータの網羅性を検討していない。
- ・ 経営者が利用する不動産鑑定士の鑑定評価の手法や前提条件等を検討していない。

## ■ 実証手続の立案及び実施

実証手続の立案及び実施では、期末日前を基準日として実証手続を実施しているが、期末日前に実施した実証手続の結果を期末日まで更新するための手続を実施していない、という指摘や、重要な勘定残高のうち特に損益項目に関する実証手続を立案及び実施していない、といった指摘が多く、具体的には以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- ・ 売掛金や買掛金に関して、確認状の発送基準日を期末日前としているが、発送基準日と期末日の残高を比較するのみで、残余期間についての実証手続を立案及び実施していない。
- ・ 売上原価や販売費及び一般管理費のうち重要な勘定科目に関して、前期比較を実施するだけで実証手続を立案及び実施していない。

## ■ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応

不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応では、企業の通常の取引過程から外れた重要な取引や、通例でないと判断されるその他の重要な取引について、取引の事業上の合理性を評価していない、という指摘や、収益認識に係る不正による重要な虚偽表示リスクはないと判断しているがその理由を監査調書に記録していない、といった指摘が多く、具体的には以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- ・ 純粋持株会社が海外の物件を販売用不動産として取得しているが、純粋持株会社が販売用不動産を取得する必要性や取得価額の妥当性等を検討しておらず、当該取得取引の事業上の合理性を評価していない。
- ・ 重要な構成単位である連結子会社の収益認識について、不正による重要な虚偽表示リスクはないと判断しているが、監査調書にその理由を記録していない。

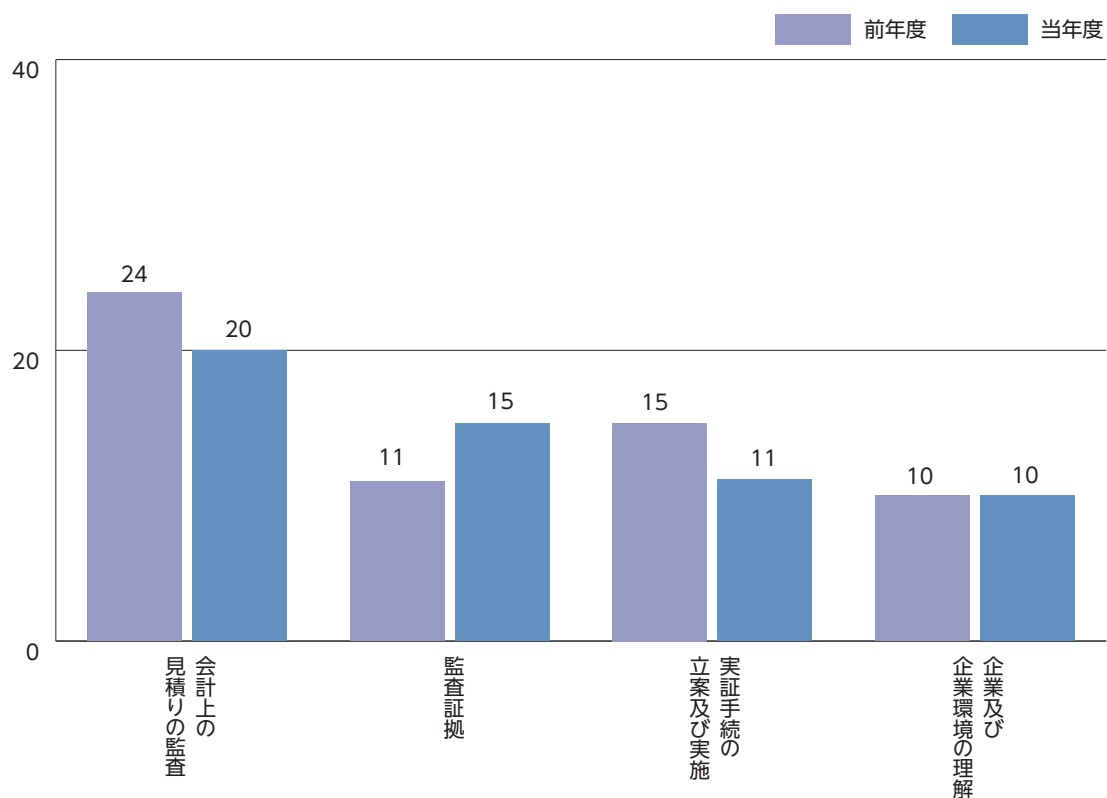
## ②金融機関の監査業務における品質管理

金融機関（預金取扱等金融機関、生命保険会社、損害保険会社及び保険持株会社）の監査業務では、金融機関の事業の特殊性又は複雑性から、監査計画の策定、リスク評価手続及びリスク対応手続の実施において業種特有の対応が求められることがあるため、改善勧告事項の項目別件数や改善勧告事項の内容に関する業種特有の傾向や特徴について分析した。

当年度は、25の監査事務所で金融機関の監査業務について、信用金庫・信用組合に関する監査業

務26業務を含む30業務を選定（前年度は、信用金庫・信用組合に関する監査業務24業務を含む28業務を選定）し、通常レビューを実施した。その結果、金融機関の監査業務における品質管理の改善勧告事項数は259件（前年度195件）となり、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は8.6件（前年度7.0件）となった。「限定事項付き結論」となった監査事務所の監査業務を除くと、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は5.7件（前年度5.8件）である。このように、金融機関の監査業務では改善勧告事項数が高い水準で推移しているが、その原因としては、前年度に引き続き金融機関の監査の経験があるレビューアーを増員したことや、金融機関監査では、会計上の見積りの項目として自己査定や償却引当等の重要なものが多くあり、これらの検討に当たっては、債務者区分や債権分類さらには担保評価など留意すべき事項が広範囲にわたることが考えられる。当年度に改善勧告を受けた監査事務所数が多かった項目は、図3【金融機関の監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数】のとおりであり、図2の上位項目と同様の傾向が見受けられる。

図3【金融機関の監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数】



(注) 前年度は項目別に改善勧告事項数を開示していたが、当年度は項目別に改善勧告を受けた監査事務所数を開示しており、前年度の数値についても再集計を行っている。

金融機関の監査業務の改善勧告事項としては、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

#### ■ 会計上の見積りの監査

- ・ 破綻懸念先の非保全部分の予想損失率について、下限値を設定するなど過去の貸倒実績率と異なる予想損失率を適用しているが、その合理性について検討していない。
- ・ 前年度における担保不動産の処分可能見込額と、当年度の担保不動産の処分実績等との比較検討を実施していない。

- ・ 貸倒引当金に係る将来減算一時差異のスケジューリングについて、将来の各年度における解消額の妥当性について検討していない。

#### ■ 監査証拠

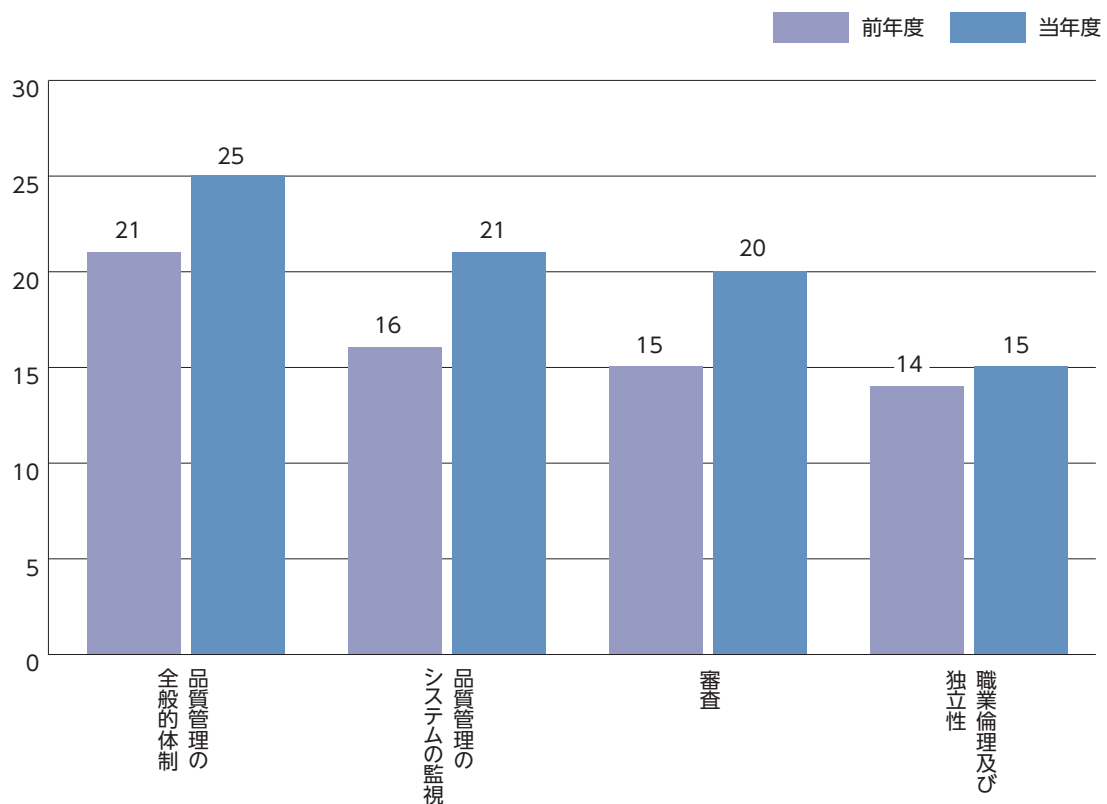
- ・ 固定資産の減損の兆候の判定において、管理会計で用いている営業店別の損益情報について、会計システムとの照合等を行っておらず、入手した損益情報の正確性及び網羅性について検討していない。
- ・ 監査対象金融機関が複雑な金融商品を時価評価するために利用している価格情報ベンダーの適性、能力及び客観性並びに使用した重要な仮定及び方法の合理性を検討していない。

### ③ 監査事務所における品質管理

当年度は、品質管理レビュー報告書を交付した101事務所（前年度83事務所）のうち、53事務所（前年度46事務所）において133件（前年度121件）の監査事務所における品質管理に係る改善勧告事項があり、1監査事務所当たりの改善勧告事項数の平均は1.3件（前年度1.5件）となった。

図4【監査事務所における品質管理の項目別の監査事務所数】は、監査事務所における品質管理に関連する項目のうち、当年度に改善勧告を受けた監査事務所数が多かった項目について、前年度の監査事務所数と比較したものであり、いずれも前年度と同じ項目となった。

図4【監査事務所における品質管理の項目別の監査事務所数】



## ■ 品質管理の全般的体制

品質管理の全般的体制では、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- ・ 監査事務所の品質管理のシステムを適切に整備・運用しておらず、監査責任者による監査チームへの指示、監督及び監査調書の査閲、審査担当者による審査並びに監査業務の定期的な検証が有効に機能していない。
- ・ 監査役等とコミュニケーションを行う事項について、あらかじめ監査事務所の様式を用意しているが、財務諸表監査に関連する監査人の責任など、監査基準委員会報告書260等でコミュニケーションが要求されている事項を網羅していない。
- ・ 情報漏洩（紛失、不正・私的利用を含む。）を防ぐために必要なセキュリティ・ポリシーの整備及び運用を行っていない。

## ■ 品質管理のシステムの監視

品質管理のシステムの監視では、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- ・ 当協会の通常レビューで広範囲かつ多数の発見事項が生じているが、監査業務の定期的な検証でこれらの発見事項を指摘しておらず、定期的な検証が有効に機能していない。
- ・ 監査責任者は3年に一度は定期的な検証の対象になると内規で定めているが、当該期間内に定期的な検証の対象とされなかった監査責任者が存在する。

## ■ 審査

審査では、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- ・ 特別な検討を必要とするリスクに対応する監査手続に著しい不備があるにもかかわらず、審査担当者が当該監査手続の不備を看過している。
- ・ 四半期レビュー計画の審査について監査事務所内の手続を定めておらず、四半期レビュー計画の審査を実施していない。

## ■ 職業倫理及び独立性

職業倫理及び独立性では、以下のような改善勧告事項が見受けられた。

- ・ 倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」を利用しているが、倫理規則編の入手が多数漏れている。
- ・ 専門要員の独立性の確認のためにチェックリストを使用しているが、監査対象会社の親会社や子会社等を明示しておらず、独立性を確認する対象会社の網羅性を確保していない。

## (5) 通常レビューにおける重点的实施項目

品質管理委員会は、通常レビューにおける重点的实施項目として、平成25年度から監査事務所における品質管理のシステムの構成要素のうち、特定の部分及び特定の監査手続等を示し、通常レビューの往査時に必ず確認し、必要に応じて指導し、周知を図ることとしている。当年度の重点的实施項目は、平成28年6月21日付け「平成28年度品質管理レビューにおける重点的实施項目」（当協会のウェブサイト参照）のとおり、昨今の監査を取り巻く環境及び平成27年度の品質管理レビューの実施結果を踏まえ、①

会長通牒平成28年第1号及び監査提言集（特別版）への対応状況、②監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況からなっており、当年度に通常レビューを実施し品質管理レビュー報告書を交付した99事務所において確認した結果は次のとおりである。

### ①会長通牒平成28年第1号及び監査提言集（特別版）への対応状況

昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、当協会は、公認会計士監査の信頼性回復のため、平成28年1月27日に会長通牒等を公表し、会員に対し、監査の実施に当たっては厳正な態度で臨まなければならない、職業的専門家として真摯に監査業務に取り組むことを強く要請した。前年度には会長通牒等に対応して特別レビューを実施し、当年度の通常レビューにおいては、会長通牒等で特に留意すべきものとされた「1. リスク・アプローチに基づく監査」「2. 職業的専門家としての懐疑心」「3. 経営者による内部統制を無効化するリスク」「4. 会計上の見積りの監査」「5. 監査チーム内の情報共有」「6. 審査」「7. 監査時間・期間の確保」の7項目を重点的实施項目として採り上げた。

通常レビューの結果、「7. 監査時間・期間の確保」を除く6項目について改善勧告を行った。各重点的实施項目について改善勧告を受けた監査事務所数は、以下のとおりである。

重点的实施項目（注2）	監査事務所数（注1）
1. リスク・アプローチに基づく監査	8
2. 職業的専門家としての懐疑心	12
3. 経営者による内部統制を無効化するリスク	27
4. 会計上の見積りの監査	38
5. 監査チーム内の情報共有	14
6. 審査	10

（注1）複数の項目について改善勧告を受けた監査事務所があった。

（注2）重点的实施項目は、通常レビューの対象項目から、特に留意すべき事項を選定しているため、「(4) 通常レビューにおける改善勧告事項」に記載の項目とは範囲が相違している。

最も多くの監査事務所が改善勧告を受けた「4. 会計上の見積りの監査」では、貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損に係る改善勧告が多く、また棚卸資産の評価など、会計上の見積りに関するその他の勘定科目からも改善勧告事項が生じている。次いで改善勧告を受けた監査事務所数が多い「3. 経営者による内部統制を無効化するリスク」では、監査対象期間を通じて仕訳入力及び修正を検証する必要性を考慮していない、という指摘や、抽出した仕訳について検討過程を監査調書に記録していない、といった指摘が多かった。

また、会長通牒等に従って監査業務を実施するための対応策について実施状況を確認した結果、予定していた会長通牒等に関する研修を実際には実施していない等の指摘があった。

これらの改善勧告については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行った。

## ②監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況

懇談会提言を踏まえ、「1. 監査業務の品質を重視する風土」「2. 監査事務所のガバナンスや組織運営」「3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」を重点的実施項目として採り上げ、これらが適切かつ有効に整備・運用されているのかを確認した。その結果、改善勧告を受けた監査事務所が13事務所あり、具体的には、監査マニュアルの一部に監査基準委員会報告書の要求事項を満たしていないものがある、という監査業務の品質を重視する風土を醸成するための品質管理の方針及び手続の整備や文書化に関する指摘や、品質管理レビューの結果を審査担当者や定期的な検証の担当者に適切に伝達していない、といった監査事務所の改善措置の組織全体への徹底に関する指摘が見受けられた。

これらの改善勧告については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行った。

## (6) 監査事務所に対する必要な改善措置の指導

通常レビューの往査時に発見した事項については、指摘時に必要な改善措置を指導するとともに、発見事項となった原因及び根本的な原因についても、品質管理責任者や最高経営責任者と協議を実施し、意見交換している。また、通常レビューの往査後も必要に応じて、監査事務所の見解の確認や改善計画書への記載内容についての指導を通じて、監査事務所の一層の品質管理の向上を図っている。

なお、品質管理委員会は、通常レビューを実施した監査事務所に対する改善勧告事項のうち、主要なものについて「改善勧告事項事例集」として編纂し、会員等に対して公表しており、同事例集は、当協会の実施する研修会の教材、継続的専門研修（以下「CPE」という。）制度の指定教材として利用されている。監査責任者を始めとする監査業務に携わる全ての会員等は「改善勧告事項事例集」を有効に活用し、監査の品質の維持・向上を図ることが期待される。

## (7) 品質管理レビューに係る新たな実務運用

### ①異議の申立て

品質管理レビュー報告書（案）及び改善勧告書（案）を交付された監査事務所が、監査事務所の主張が十分に検討されていないと料するとき、限定事項付き結論又は否定的結論の場合に限って、品質管理審査部会による調査を求める申立てを行うことのできる制度の運用を当年度から開始した。なお、当年度において異議の申立てがあったのは1事務所であった。

### ②品質管理レビューご意見受付窓口の開設

品質管理レビューの問題点を認識するとともに、将来の制度・運用の改善につなげ、ひいては品質管理レビューの適正性・実効性を向上させるため、当年度から品質管理レビューの実施・運営に係る一般的事項に関する意見等を広く受け付ける「品質管理レビューご意見受付窓口」を開設した。

## (8) その他の活動状況

### ①品質管理レビュー基準等の改正

品質管理委員会は、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続の改正案の立案並びにレビューツールの改定のために「品質管理レビュー基準等改正作業部会」を設置し、見直しを行った。

### ②「品質管理実施状況の報告書」の検討及び個別相談会の開催

監査事務所が実施する品質管理の状況を把握するため、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所（ただし、品質管理実施状況の報告期限の属する品質管理レビュー実施年度、その前年度又は前々年度のいずれかの年度において、品質管理レビューを受けた監査事務所を除く。）から、「品質管理実施状況の報告書」の提出を受け、併せて提出を求めている「品質管理のシステムに関する質問書（QCQ300）」への回答内容を分析・検討し、「品質管理実施状況の報告書」の内容について審査し承認した。当年度に「品質管理実施状況の報告書」を提出した監査事務所は13事務所（上場会社監査事務所部会の準登録事務所（品質管理レビュー実施前監査事務所）5事務所を含む。）であり、当該監査事務所のうち5事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を開催した。

### ③中小監査事務所の品質管理の向上に資する支援

「中小事務所等施策調査会研究資料第2号中小監査事務所向け監査ツール「品質管理のシステムの監視に関するガイド」」や「監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」」の記載例の改正案等について、意見を述べるなど中小監査事務所の品質管理の向上に資するよう支援を行った。

### ④品質管理レビューに関するアンケート調査の実施

平成29年3月から4月に平成28年度品質管理レビューに関するアンケート調査を行い、品質管理レビューの実施・運営の改善に役立てている。

### ⑤不正事例研究に関する研修への監査事務所の取組状況の確認

当年度から監査強化策の一環として、CPB制度において不正事例研究に関する研修（以下「不正事例研修」という。）の履修が求められたことから、通常レビュー実施時において、各監査事務所における不正事例研修への取組状況について確かめた結果、各監査事務所の状況に応じた独自の不正事例研修を企画・開催するなど積極的な対応が図られている事例が見受けられた。



## 2. 改善勧告事項が生じた原因と対策

レビューの実施過程において、担当主査レビューアーが必要と認めた場合には、改善計画書の記載とは別に発見事項となった原因及び根本的な原因についての監査事務所の見解を書面で確認している。また、限定事項付き結論又は否定的結論となった原因については、改善計画書の冒頭に「改善勧告となった原因の分析」の記載を求めている。その上で、監査事務所が行ったこれらの原因分析をもとに、当該監査事務所への実効性ある改善計画策定の指導に役立てている。改善勧告事項が生じた原因の分析では、これらを基に限定事項付き結論となった原因に焦点を当てて検討している。また、改善勧告事項が生じた原因への対策については、監査事務所の品質管理の改善・向上に資するため、レビューの結論における限定事項の有無にかかわらず検討している。

### (1) 限定事項付き結論又は否定的結論となった原因の分析

#### ① 限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった改善勧告事項

改善勧告事項の概要については、「1. 通常レビューの実施状況及び実施結果」に記載のとおりであるが、当年度に表明された限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった主な改善勧告事項は、以下のとおりである。

#### ア. 監査業務における品質管理

- ・ のれんを含む固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、関係会社投融資の評価、引当金や準備金の見積りなどの会計上の見積りの監査における必要な検討の著しい不足又は未実施
- ・ 重要な収益項目の実証手続の立案及び実施における必要な検討の著しい不足又は未実施、又は想定したリスクとの関連性が不明確な実証手続の立案
- ・ 重要かつリスクの高い関連当事者取引について、特別な検討を必要とするリスクに該当するかの未検討、取引の合理性及び会計処理の妥当性の検討の著しい不足又は未実施
- ・ 営業収益の実在性、網羅性、期間帰属の適切性や貸出金の評価など特別な検討を必要とするリスクとして識別したアサーションに関連する内部統制の運用評価手続の著しい不足又は未実施

#### イ. 監査事務所における品質管理

- ・ 監査責任者による監査チームへの指示、監督及び監査調書の査閲、審査担当者による審査並びに監査業務の定期的な検証が広範にわたって有効に機能していないことによる品質管理システムの整備・運用状況の不備
- ・ 監査事務所が、独立性に関する指針第1部第26項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体に係る監査業務の監査責任者に関して、ローテーションの未適用、及び独立性に関する指針が求めるセーフガードの適用の未検討
- ・ 監査契約の更新に関して、経営者の誠実性の評価の未実施

## ②原因及び根本的な原因の分析

監査事務所から提出を受けた発見事項となった原因及び根本的な原因についての見解及び改善計画書の「改善勧告となった原因の分析」の内容を基に、限定事項付き結論又は否定的結論となった原因について分析した結果は、以下のとおりである。

- ・ 監査業務の品質を重視する風土が監査事務所内に醸成されておらず、品質管理に関する周知徹底が不十分である。
- ・ 監査及び会計の基準・適用指針等で要求される事項に対する誤解がある。
- ・ 職業的専門家としての懐疑心が発揮されておらず、リスク認識が不十分である、又は監査対象会社が作成した情報を批判的に検討していない。
- ・ 組織的な監査を実施するための体制整備の必要性について、最高経営責任者等の認識が不足しており、形式に偏重し、深度ある監査手続、監査調書の査閲、審査、定期的な検証が組織的に徹底されているかどうか監査事務所として検証していない。
- ・ 専門要員の教育・能力向上が本人任せとなっており、組織的に能力向上に対する取組を行っていない。

これらの根本的な原因は、監査事務所及び監査チームにおける品質管理の軽視、職業的専門家としての懐疑心の発揮の不足、監査業務の適切な質的水準の維持・向上に対する組織的な取組姿勢の不足に大別・分類されると考えられる。

また、フォローアップ・レビューにおいて改善の不十分な事項ありとなった原因についても分析した結果、監査及び会計の基準・適用指針等で要求される事項に対する誤解が多くを占めており、この他、監査責任者の専門要員に対する改善措置の指示及び実施確認の不徹底、改善勧告事項が生じた監査業務以外の監査業務に対する改善措置の不徹底等があった。根本的な原因については、上記限定事項付き結論又は否定的結論となった原因について分析した結果と同様である。

## (2) 改善勧告事項が生じた原因への対策

レビューの結論を限定する原因となった主な改善勧告事項はもちろんのこと、限定するに至らない改善勧告事項であっても、根本的な原因は本質的に同様であると考えられる。

これらの原因に対処するためには、監査業務に従事する会員等は、監査及び会計の専門家として、一人一人が自らのこととして、公認会計士に課せられた使命及び職責を自覚し、職業的専門家としての懐疑心の保持・発揮、品質管理への意識の向上、より深度ある監査の実施を含め、真摯に監査業務に取り組むことが必要であり、監査チームメンバーとして情報共有を図り、不正を含む財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性など監査上の検討事項について有効な討議を行い、適切なチーム運営を図る必要がある。

また、監査事務所は、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成し、適切な監査に必要な知識と技能及び品質管理に対する意識の向上を図り、専門要員に対する研修等の教育・訓練の機会の提供、監査責任者による指示・監督・監査調書の査閲、審査及び定期的な検証に係る体制の強化等によって組織的な監査の実践を図る必要がある。監査対象会社の理解を求め、十分な監査時間・期間・報酬を確保することも重要である。

さらに、当協会は、一人一人の会員等、監査事務所のこうした取組を支援し、自主規制機能を充実・強

化するべく、不正事例研修の充実を図り、品質管理レビュー制度の在り方の検討、監査時間・期間・報酬の確保などについて検討を進めていく。

品質管理レビュー制度の在り方の検討については、当協会の自主規制機能の中核をなす品質管理制度について、自主規制の意義・内容などの原点に遡って研究するために「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」（プロジェクトチーム）を平成27年12月に設置し検討を行っており、同研究会の提言に迅速かつ適時に対応できるよう、会則・規則等の改正が必要な場合に備えた態勢を整備するために「品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチーム」を平成28年12月に設置して検討を進めている。さらに、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表されたことを受け、各監査法人の対応状況の概要について品質管理レビューの過程で把握することを検討する。

## 3. 特別レビューの実施状況及び実施結果

監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合に、当該事態に係る監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況について、特別レビューを実施している。

### (1) 監査業務審査会の調査結果に基づく勧告書への対応方針及び対応結果の確認

平成28年1月に当協会の監査業務審査会の調査結果に基づく勧告書の交付を受けた1事務所を対象に、勧告書への対応方針と平成28年3月期決算監査における対応結果を確認するために、会則第139条第3項に基づく会長の指示を受け、品質管理委員会が必要と判断して、特別レビューを実施した。

その結果、勧告書に対する回答書が勧告書に沿った内容となっていない事項、及び回答書の内容を実施する体制がとられていない事項は見受けられず、また、平成28年3月期決算監査が勧告書対応方針に従って実施されていない事項は見受けられなかった。

### (2) 前年度の特別レビューのフォローアップ

監査事務所が会長通牒等の趣旨を十分に理解し、適切に監査業務を実施する体制を整備していることを平成28年3月期の監査終了前に確認し、必要に応じて指導を行うことを目的として、平成28年2月から3月に特別レビューを実施した。前年度の特別レビューにおいて、平成28年3月期の監査終了までに監査事務所が適切に対応するよう指導した事項について、当年度の品質管理レビューの中で10事務所の対応状況を確認した。

その結果、前年度の特別レビューにおいて指導した事項についての対応状況に不十分であると認められる重要な事項は見受けられなかった。

## 4. 上場会社監査事務所登録制度の運用状況

社会的影響のある上場会社を監査する監査事務所の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、平成19年4月から上場会社監査事務所登録制度を導入し、品質管理委員会の下に上場会社監査事務所部会を設置した。これにより、上場会社を監査する監査事務所は、会則により上場会社監査事務所名簿への登録申請が義務付けられている。

品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否や同部会の登録事務所に対する措置を審議・決定する。この登録の可否及び措置の決定については、懇談会提言の施策である「日本公認会計士協会の自主規制機能の強化」への取組の一つとして、上場会社監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるよう、厳格に審査している。

また、上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所が懲戒処分等を受けたときは、会則に従って懲戒処分等の開示等の取扱いを行うとともに、一定の事由に該当する会員については名簿再登録制限者の指定を行い、名簿再登録制限者管理簿（非公開）に記載する。なお、名簿再登録制限者に指定された会員は、一定の要件を満たしたときは、指定の解除を受けることができる。

上場会社監査事務所名簿等への登録申請に対し登録を認めない決定、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置の決定、名簿再登録制限者の指定、又は名簿再登録制限者の指定解除の取消しの通知が行われた場合には、通知を受けた監査事務所又は会員は上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。

なお、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所、又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち品質管理レビューを受けた監査事務所であればならず、既存の上場会社の監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所であればならない、とされている。

### (1) 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録

会則第128条第1項の規定に基づく上場会社監査事務所名簿への登録申請があり、通常レビューの結果に基づき、平成28年5月19日から平成29年5月18日までに開催された品質管理委員会で登録の可否を決定した監査事務所は3事務所であり、登録を認める決定が2事務所、登録を認めない決定が1事務所であった。

また、会則第128条の2第1項の規定に基づく準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）への登録申請があり、面談等を実施し、平成28年5月19日から平成29年5月18日までに開催された品質管理委員会で登録の可否を決定した監査事務所は5事務所であり、登録を認める決定が3事務所、登録を認めない決定が2事務所であった。

なお、会則第128条の3第1項の規定に基づく準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施済監査事務所）への登録申請はなかった。

平成29年5月18日現在、上場会社監査事務所部会における登録事務所は142事務所であり、本登録事務所は131事務所、準登録事務所は11事務所である。準登録事務所のうち、品質管理レビュー実施前監査事務所は7事務所、品質管理レビュー実施済監査事務所は4事務所である。なお、上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載されている監査事務所は2事務所である。

平成28年5月19日から平成29年5月18日までの上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減については、「資料2 上場会社監査事務所登録制度」に記載している。

## (2) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

会則第131条第1項の規定に基づき、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づいて決定された措置の種類に応じて登録に関する措置を決定している。平成28年5月19日から平成29年5月18日までに開催された品質管理委員会で決定した上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置は、以下のとおりである。

- ・ 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示 :5事務所  
(会則第131条第2項第一号) (前年度1事務所)
- ・ 上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及び  
その理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し :1事務所  
(会則第131条第2項第二号) (前年度なし)

## (3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等の開示等の取扱い

会則第132条第1項第一号及び第二号の規定に基づき、平成28年5月19日から平成29年5月18日までに、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示が行われた監査事務所はなかった。

また、会則第132条第1項第三号の規定に基づき、平成28年5月19日から平成29年5月18日までに、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に懲戒処分等を受けた旨の開示が行われた4事務所は、以下のとおりである。なお、複数の懲戒処分等を受けた監査事務所があるため合計数は一致しない。

- ・ 公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分  
又はその他の措置を講ずるよう勧告された監査事務所 :2事務所
- ・ 金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所 :3事務所
- ・ 当協会の懲戒処分(戒告)を受けた監査事務所 :1事務所

## (4) 名簿再登録制限者の指定

会則第132条の2第1項の規定に基づき、平成28年5月19日から平成29年5月18日までに、新たに名簿再登録制限者として指定された者はいなかった。平成29年5月18日現在、名簿再登録制限者管理簿に名簿再登録制限者として記載されている者は7名である。

## (5) 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会への不服申立の状況

会則第135条の規定に基づき、平成28年5月19日から平成29年5月18日までに不服申立をした監査事務所は2事務所であり、不服申立を相当と認める結論となった監査事務所は1事務所、不服申立を棄却する結論となった監査事務所はなく、1事務所については結論が確定していない。平成29年5月18日現在、審査中の監査事務所は、前年度から継続審査している2事務所を加えて、3事務所である。

## 5. 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会から平成28年6月2日付けで受領した「平成27年度品質管理委員会活動に関する勧告書」(※57ページ「資料5 平成27年度品質管理委員会活動に関する勧告書」を参照のこと)の勧告事項に対する品質管理委員会の対応は次のとおりである。

### 勧告事項1. 品質管理レビューの一層の充実

#### (1) 会長通牒平成28年第1号及び監査提言集(特別版)への対応状況の確認

会長通牒等において特に留意すべきものとされた7項目(①リスク・アプローチに基づく監査、②職業的専門家としての懐疑心、③経営者による内部統制を無効化するリスク、④会計上の見積りの監査、⑤監査チーム内の情報共有、⑥審査、⑦監査時間・期間の確保)については、「1.(5)通常レビューにおける重点的实施項目」に記載のとおり当年度の品質管理レビューにおける重点的实施項目として、品質管理レビューツールに質問項目等を追加し、監査事務所及び個別業務において対応が適切に行われているかを確認し、不十分な点があった場合は改善勧告事項とすることで、指導及び監督を実施した。

#### (2) 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の確認

品質管理レビューの一層の充実のため、レビューアーの増員、詳細なレビュー計画の策定等を行い品質管理レビューの体制と手法を強化し、懇談会提言も踏まえ、①監査業務の品質を重視する風土、②監査事務所のガバナンスや組織運営、③専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任を重点的实施項目として、品質管理レビューツールに質問項目等を追加し、監査事務所の品質管理のシステムが適切かつ有効に整備・運用されているかを確認し、不十分な点があった場合は改善勧告事項とすることで、指導及び監督を実施した。

### 勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知徹底

#### (1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の会員への積極的な周知活動

品質管理レビュー制度、上場会社監査事務所登録制度の改正及び平成27年度品質管理レビューの改善勧告事例について、会員向け全国研修会や地域会の研修会等で解説を行うとともに、平成28年度の通常レビュー対象監査事務所に対しては、通常レビューの実施過程において、品質管理レビュー制度の変更について説明することにより、監査事務所に対して個別に周知活動を行った。

#### (2) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への積極的な周知活動

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動の一環として、品質管理委員会年次報告書等の記載内容の拡充を図るとともに、平成27年度の品質管理レビュー制度や活動状況の概要についてまとめた冊子「品質管理レビューの概要」を作成し、通常レビュー対象監査事務所、上場会社の監査役等及び機関投資家に配布し、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録

制度の理解を促進するための広報手段として活用した。その他、当協会のウェブサイトにおいても、「品質管理レビュー制度」の項目を設け、制度の必要性、概要、活動状況等について情報発信を行っている。

監査役等に対しては、上記のほか、前年度に引き続き「月刊監査役」への寄稿（表題「日本公認会計士協会による品質管理レビュー制度等の概要」）により、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度について周知を行った。さらに、日本公認会計士協会の自主規制の概要について、平成27年度の品質管理レビューの結果及び平成28年度における品質管理レビュー制度の強化に関する説明を、公益社団法人日本監査役協会の講演会にて実施した。



## 6. 公認会計士・監査審査会への対応・連携

当協会は、平成16年度から公認会計士法第46条の9の2に基づき、金融庁の公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを受けている。

### (1) 品質管理レビュー結果の報告

当協会は、公認会計士法第46条の9の2第2項に基づき、定期的に、又は必要に応じて、公認会計士・監査審査会に品質管理レビューの結果を報告している。

- ・「日本公認会計士協会に関する内閣府令」に従い、各月分（平成28年4月分から平成29年3月分まで）の「品質管理レビューに関する月次報告書」（以下「月次報告書」という。）及び前年度分の「品質管理レビューに関する年次報告書」（以下「年次報告書」という。）を公認会計士・監査審査会へ提出した。

各月分の月次報告書には、各月において監査事務所へ交付した品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の写し、監査事務所から提出された改善計画書の写し、フォローアップ・レビュー報告書の写し、品質管理委員会議事録の写し並びにレビュー調書の写しを添付している。

年次報告書には、品質管理審議会議事録の写し及び「品質管理委員会年次報告書」の写しを添付している。

- ・前年度分の「品質管理委員会年次報告書」について、平成28年8月25日開催の第295回公認会計士・監査審査会に出席し説明した。

### (2) 公認会計士・監査審査会との意見交換

「当局や協会といった独立した「第三者」による監査の品質チェックの実効性を向上させることが不可欠である」との懇談会提言を踏まえ、公認会計士・監査審査会と以下のような点に関して意見交換を実施した。

- ・平成28年度のレビュー実績の評価の実施と評価結果に基づくレビュー方法等の改善
- ・レビューツールの改定によるレビューアーの指導力向上
- ・レビュー業務の選定に資する監査事務所情報・個別業務のリスク情報の蓄積及び分析の実施

### (3) その他

上記のほか、以下を実施した。

- ・公認会計士・監査審査会の主催する研修会への講師の派遣
- ・公認会計士・監査審査会の主催する研修会へのレビューアーの参加

## 7. 今後の行動計画

品質管理レビュー制度の社会的な使命の一つとして、監査事務所の品質管理の向上を通じて資本市場の健全な発展に寄与することがある。当協会の自主規制機能の中核をなす品質管理制度について、自主規制の意義・内容などの原点に遡って研究するために設置された「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」では、会員等及び監査事務所に対して平成28年3月から4月に実施した「監査の品質管理」に関するアンケート調査の結果を分析するとともに、品質管理レビューの具体的な課題の整理、検討を行い、自主規制機能強化のために実現可能な施策を検討している。また、当協会は、研究会の提言に迅速かつ適時に対応できるよう、会則・規則等の改正が必要な場合に備えた態勢を整備するために「品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチーム」を設置して検討を進めている。

品質管理委員会としては、会計監査の信頼性確保のために、品質管理レビュー制度の更なる改善を行い、平成29年度の品質管理レビューにおいて着実な運用を図るとともに、研究会及びプロジェクトチームの検討状況を踏まえて、懇談会提言に示された施策の実現のため、実施可能なものについては実施に向けた作業をより一層進める等、以下の対応を行う。

### (1) 品質管理レビューの実効性の向上

品質管理レビューを従来以上に深度あるものとし、監査の品質チェックの実効性の向上を図ることが重要と考え、効率性にも配慮して以下の施策について検討する。

- ・ 事前準備の時間を確保して事前の情報収集・分析を強化するとともに、通常レビューの対象とする個別業務の選定数を絞ることで実効性のある効率的なレビューを目指す。
- ・ 個別業務を担当するレビューアーの人数を、従前の原則として1名から個別業務の規模やリスクに応じて複数名とし、より深度のあるレビューを実施する。
- ・ 監査事務所との深度あるコミュニケーションを通じて、改善勧告事項や改善不十分の原因が、当該監査チームだけの問題なのか、監査事務所の品質管理のシステムの問題であるかを十分に検討することにより、監査事務所の監査の品質向上のための指導を的確に行う。

### (2) 品質管理レビュー実施結果の開示拡充の検討

監査事務所の品質管理に関する情報を提供するとともに、当協会が品質管理レビュー制度を通じて、監査事務所を適時・適切に指導・監督していることを、会員等及び対外的に説明する責任を果たすために、品質管理レビュー制度において非開示扱いとされてきた監査事務所ごとのレビュー結果を上場会社監査事務所名簿において開示することによって、自主規制団体として当協会が負っている会員等及び社会に対する説明責任を果たすことを検討してはどうかという意見がある。

今後は、研究会及びプロジェクトチームの検討結果などを受けて、品質管理レビュー実施結果の情報開示の拡充の要否、内容、対応すべき課題等について慎重に検討を行っていく。

### (3) 上場会社監査事務所登録制度の厳格な運用

上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所が、上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されるよう、引き続き、実効性ある品質管理レビューの実施を通じた登録の可否

や措置の決定を厳格に行っていく。

#### (4) 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

平成29年3月31日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（以下「本原則」という。）が公表された。本原則は、大規模な監査法人の組織的な運営を念頭にまとめられたものであるが、全ての監査法人が本原則の趣旨を考慮し、それぞれの特性等を踏まえた最も適切と考える方法にて、監査の品質の維持向上及び継続的改善を重視する組織文化の醸成等を実現することが期待されている。

当協会として、公認会計士監査の充実・強化に向けた様々な施策を実施し、監査の信頼性確保に取り組んでいるところであり、その一環として、各監査法人の本原則への対応状況の概要について品質管理レビューの過程で把握することを検討する。